

大和市開発事業に対する専門的知識を有する者の派遣等に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大和市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成19年大和市条例第41号。以下「条例」という。）第54条及び大和市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成19年大和市規則第87号）第30条の規定に基づき、開発事業に対する近隣住民の理解を深めるため市長が派遣する専門的知識を有する者（以下「インタープリター」という。）の選考及び派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(インタープリターの派遣対象)

第2条 インタープリターを派遣することができるものは、開発事業に係る近隣住民で組織する団体（以下「近隣住民関係者会議」という。）が実施する勉強会等とする。

2 ひとつの開発事業に対して近隣住民関係者会議が複数設立された場合においては、相互の調整を行ったうえで、いずれかひとつの近隣住民関係者会議が主催する勉強会等又は合同で開催される勉強会等に対してインタープリターの派遣を行うものとする。

(インタープリターの職務)

第3条 インタープリターは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 開発事業に関する近隣住民の疑問に対する客観的な解説
- (2) 都市計画法、建築基準法その他開発事業関連法令における制度の解説
- (3) 開発事業に係る土地利用計画図、平面図、立面図、日影図等の関係図面の解説
- (4) その他近隣住民の意見に対する客観的な解説

(インタープリターの選考等)

第4条 インタープリターは、次の各号のいずれかに基づき選考された者とし、本人の承諾を得て登録する。

- (1) 建築士、土地家屋調査士等の開発事業に関する専門的、経験的知識を有する実務者
- (2) 研究機関等の学識経験者、コンサルタント等の開発事業に関する専門家
- (3) その他各種の団体から推薦された者

(インタープリターの任期等)

第5条 インタープリターの任期は、2年とする。ただし、任期が満了する日までに登録の解除の申出が無い場合にあつては、自動的に更新するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、インタープリターが次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中においても登録を抹消することができる。

- (1) インタープリターの派遣の目的又は内容を逸脱するような行為を行った場合
- (2) 第9条の規定に違反した場合
- (3) 辞退の申し出があった場合

(インタープリターの派遣回数)

第6条 インタープリターの派遣回数は、1開発事業について1回1名とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、予算の範囲内で2回目の派遣を行うことができる。

(1) 近隣住民の数が多数で物理的又は合理的に判断して、1回のインタープリターの派遣では派遣の目的が達成され難いと認められる場合

(2) 複数の近隣住民関係者会議から派遣の申請があった場合で、適正になされたそれぞれの申請に時間的な隔たりがあるときその他客観的な事情から合理的に判断して、相互の調整を行なうことが困難な場合

(3) 近隣住民の特定において開発事業者に瑕疵があった場合等で、事後的なインタープリターの派遣について合理的な理由がある場合

(インタープリターの派遣の申請及び手続き)

第7条 インタープリターの派遣の申請については、インタープリターの派遣を要望する近隣住民関係者会議がインタープリター派遣実施申請書(第1号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書を受理した場合は、一週間以内に派遣の適否を決定し、派遣の決定を行った場合には速やかに人選を行う。ただし、当該近隣住民関係者会議以外の近隣住民関係者会議が存する場合は、必要な調整をしたうえで派遣の適否を決定しなければならない。

(インタープリターの業務報告等)

第8条 インタープリターは、派遣終了後速やかにインタープリター派遣業務報告書(第2号様式)を作成し、市長に報告するものとする。

2 市長は、必要に応じて、インタープリターの派遣を受けた近隣住民関係者会議から報告を受けることができる。

(インタープリターの守秘義務)

第9条 インタープリターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(謝礼額)

第10条 インタープリターへの謝礼額は、1回の派遣に対して30,000円とする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、インタープリターの派遣に関し必要な事項は、条例の所管課の課長が定める。

附 則

この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

平成 年 月 日

大和市長 へ

所在地

名称

代表者名

電話番号 ()

インタープリター派遣実施申請書

下記の事項について解説を受けたいので、インタープリターの派遣を申請します。

勉強会等の名称	
開催日時	平成 年 月 日 () : ~ :
開催場所	
申請回数	初回 ・ 2回目
これまでの近隣住民関係者会議における当該開発事業に対する対応状況及び問題点 (具体的に記載してください。)	
解説の希望分野 (○をつけてください。)	法規制関係 建築物関係 公園・緑化 日影関係 周辺環境 その他
受けたい解説の内容 (具体的に記載してください。)	
解説を踏まえた今後の取組予定	

備考 近隣住民関係者会議を構成する全ての近隣住民の名簿を添付してください。